

令和7年度天童市農業労働賃金協定標準表

機 械 利 用 料 金 (消費税抜き)							
作業名	単位	金額(円)	摘要	作業名	単位	金額(円)	摘要
耕耘代かき	10a	20,400	作業の難易な場所は、割増し加算	バインダー稲刈	10a	11,500	刈取りのみ(糸つき)
耕耘	//	10,800	//	コンバイン刈	//	22,900	作業の難易な場所は割増し加算 稲わら結束は2,000円増し(結束糸含む)
代かき	//	10,800	//	ハーベスター脱穀	//	11,500	運転手付 作業の難易な場所は割増し加算
畑耕耘	//	14,000	// 原則は2回耕耘 10a未満は割増	生脱乾燥調製	//	45,800	10俵基準とし、1俵増加ごとに1割増し 作業難易度により割増し
育苗	1箱	1,000	10a当り25箱使用を基準	乾燥調製	生粳	1俵	2,200
機械田植	10a	35,000	育苗から田植作業。稚苗25箱使用		半乾	//	1,900
	//	9,600	植え付けのみ 側条施肥の場合1,000円増し	調整作業	//	1,000	粳ずり
機械田植(直播)	//	25,500	浸種・鉄コーティング・播種作業 種子、鉄粉代等込 肥料・除草剤散布作業は1,000円増し(肥料・除草剤代は別)	色彩選別	//	750	
	//	7,600	播種作業 肥料・除草剤散布作業は1,000円増し(肥料・除草剤代は別)	精米	//	750	
草刈	肩掛背負	1時間	1,900 刈払機使用 肩掛、背負とも同額	S・S防除	100ℓ	1,000	耕地の分散・薬剤(薬剤除き)500リットル以下 の場合は、割増し加算
	乗用	10a	4,500 乗用草刈機(乗用モア)使用	畔ぬり	1m	70	片側機械ぬりを基準 たたきぬり方式の場合は、割増し加算

労 働 賃 金			
作業名	単位	金額	摘要
一般作業	1日	7,800	防除、山林作業は2割増し
果樹剪定	1日	12,400	1,550円/1時間
果樹作業	1日	7,800	摘花(果)袋かけ
さくらんぼ収穫	1日	8,400	1,050円/1時間 1,350円/早朝1時間 ※早朝は～AM8:00とする
果実箱詰作業	1日	8,200	
ジベ処理	1日	7,800	
さくらんぼ雨よけ ハウスビニール	1m	1,200	連棟は1,090円/1m 撤収は700円/1m 傷害保険は受託者持ち 雇上げは1時間1,500円

【参考】
山形県最低賃金 955円/時間
(令和6年10月19日から適用)

注意事項
(1)労働時間(休憩時間を除く)は1日8時間を基準とします。
(2)機械利用料金の内、ほ場条件の悪い場合(耕地の分散、面積が小さい、未整理地など)は作業前に当事者間で十分に話し合いのうえ、割増額を決めてください。
(3)この協定標準表は目安として作成したものです。当事者間で十分に話し合っ金額を決めてください。

令和7年4月1日から適用
天童市農業労働賃金協定協議会
天童市農業委員会
TEL654-1111 内線231・232・233